

令和3年 8月 19日

太宰府市 議会議長
陶山 良尚 様

請願者

団体名 一般社団法人福岡県中小企業家同友会

全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書の提出を要望する請願

(請願の趣旨)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日本経済の基盤である大小を問わない多くの企業が、売上高減少による休業の危機、資金繰りの危機に直面し、廃業や倒産に追い込まれようとしています。このような中、国においては、緊急経済対策として日本政策金融公庫等による緊急事業資金融資が行われています。

ただ、コロナ禍は長期化しており、いつ回復するかわからない経済状況が続くと、多くの中小企業は売り上げの見通しが立てづらいなか負債だけが膨れ上がり、その返済が重くのしかかり、現在の状態よりさらに悪化することになります。

私たちが要望する「永久劣後ローン」融資制度は大小問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）のなかで、自信をもって返済計画を織り込める融資制度となります。具体的には地域金融機関が、返済期限を定めない「永久劣後ローン」を実行し、政府がコロナ対応の緊急融資における保証協会によるセーフティネット保証のような地域金融機関が融資を実行しやすい仕組みを構築し、「擬似資本」を中小企業に注入することです。中小企業は金利を支払い、長期間で損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本を一括返済します。

「永久劣後ローン」の永久には、期間をより長くという意味もありますが、通常の劣後ローンにおいて償還までの残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ資本とみなす部分を通減させる取扱いを回避させ、企業が再建後に「永久劣後ローン」を通常の長期借入金に借り換え易くするためです。

戦後最大の経済不況に見舞われかねないといわれる現在の状況から、地域経済の基盤である中小企業を存続させ、多くの雇用を維持し、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援することを目的に、下記の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 資本増強策として全企業を対象とする「永久劣後ローン」融資制度の創設

